

東村山市少年軟式野球連盟

倫理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、東村山市少年軟式野球連盟（以下「連盟」という。）の組織運営、連盟に関わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り、連盟が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、連盟及びチームが「倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、連盟及びチームの目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の対象となる者は、連盟役員、チーム理事、連盟審判員、並びにチームの全ての関係者である。

(基本的責務)

第 3 条 連盟の役職等及びチーム関係者等は、「目的」を達成するため、関係法令、規約、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

2. 「倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第 4 条 連盟の役職等及びチーム関係者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 連盟の役職等及びチーム関係者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3. 連盟の役職等及びチーム関係者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4. 連盟の役職等及びチーム関係者等は、会費、補助金、助成金等の経理処理に関し、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5. 連盟の役職等及びチーム関係者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 連盟の役職等及びチーム関係者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

第 5 条 連盟の役職等及びチーム関係者等が、第 4 条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、倫理委員会は直ちに調査を開始し、その結果、役職等及びチーム関係者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 役員、チーム理事、指導者等の解任、登録抹消については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、処分を取り扱うものとする。
- (2) 役員、チーム理事の解任については、倫理委員会が意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 指導者等の登録抹消については、倫理委員会が意見を聴取したうえ、倫理委員会が決議する。
- (4) 登録者、チーム関係者等については、倫理委員会が意見を聴取したうえ、倫理委員会が決議する。。

(倫理委員会の設置)

第 6 条 倫理委員会は、理事長、副理事長、常任理事、チーム責任理事をもって設置することとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第 8 条 連盟及びチームが組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは連盟の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、理事会によって定める。

附則

1. この規程は、2022 年 5 月 22 日から施行する。